

森林認証高原県有林 森林管理計画書

対象森林：栃木県高原県有林

森林面積：1 5 8 0 . 7 6 ha

令和 7 （2025） 年 3 月改定

栃木県 環境森林部 森林整備課

SGEC 森林管理計画

栃木県 高原県有林

目 次

1	認証森林について	1
1.1	認証対象森林が所在する市町の森林の概要について	1
1.2	認証森林の概要について	1
1.3	森林管理体制	6
2	基本理念、基本方針等	7
2.1	基本理念.....	7
2.2	基本方針.....	7
2.3	施業方針	8
3	実施方針等	9
3.1	施業別実施方針	9
3.2	広葉樹が多く分布する林分に関する取扱い方針	11
3.3	生物多様性に配慮した管理指針・施業方針	11
3.4	水辺林や湿地帯及びビオトープの適切な保護保全・利用計画.....	12
3.5	森林病虫害防除に関する方針	12
4	その他の事項	13
4.1	CO2 削減への取組	13
4.2	モニタリング調査と情報公開.....	13
4.3	林業用燃料、オイル、薬剤管理.....	13
4.4	地元住民からの苦情対応等に対する対応.....	14
4.5	施業にかかる作業員への教育.....	14
4.6	安全管理	14
4.7	SGEC、PEFC 商標使用・管理.....	15
4.8	内部監査	15
4.9	マネジメント報告	15
5	関連法令	16
6	記録様式	18
6.1	モニタリング・チェックリスト.....	18
6.2	燃料等廃棄物処理報告書.....	23
6.3	SGEC 商標使用台帳	24
6.4	内部監査・チェックリスト.....	25
6.5	マネジメント報告書.....	26

1 認証森林について

認証対象森林

認証対象森林は、栃木県矢板市及び塩谷郡塩谷町に跨がる高原（たかはら）県有林であり、森林面積は 1,580.76ha である。

1.1 認証対象森林が所在する森林の概要について

【栃木県矢板市】

矢板市は、栃木県北部に位置し、北は那須塩原市、東は大田原市、南はさくら市、西は塩谷町に接している。

北部は高原（たかはら）山系に続く森林で、市の東西方向は、なだらかな丘陵地帯になっており、市の中南部を箒川、内川、荒川が貫流し、肥沃な田園地帯を形成している。

総面積は、17,046ha で森林面積は 9,716ha、町の総面積の 57%を占める。民有林面積は 7,560ha でスギ、ヒノキ等の人工林面積は 5,704ha、民有林に対する人工林率は 75%となっている。

【塩谷郡塩谷町】

塩谷郡塩谷町は、栃木県北部に位置し、北は那須塩原市及び矢板市、東は矢板市及びさくら市、南は宇都宮市、西は日光市に隣接している。

北部は高原（たかはら）山系に続く森林で、町内を鬼怒川と荒川が流れ、肥沃な田園地帯を形成している。

総面積は、17,606ha で森林面積は 11,382ha、町の総面積の 65%を占める。民有林面積は 7,317ha でスギ、ヒノキ等の人工林面積は 5,234ha、民有林に対する人工林率は 72%となっている。

1.2 認証森林の概要について

高原県有林は、県民の森や尚仁沢（しょうじんざわ）湧水地の区域が含まれ広く県民に親しまれている。県内で最も広大な面積を有する県有林である。面積は 1,580.76ha 材積は 337,342 m³であり、そのうち針葉樹林が 1,092ha(69%)、広葉樹林が 380ha(24%)である。

針葉樹林のうち、スギ・ヒノキ林が 943ha を占め、10 齢級以上が 971ha(89%)、特に 13 齢級以上が 669ha(61%)となっている。

県有林のほとんどが、保安林、国立公園、自然環境保全地域などの制限林であり、制限林でない林分は 11ha のみである。

注 (1) 矢板市・塩谷町 森林面積：令和 6 年度版栃木県森林・林業統計書より

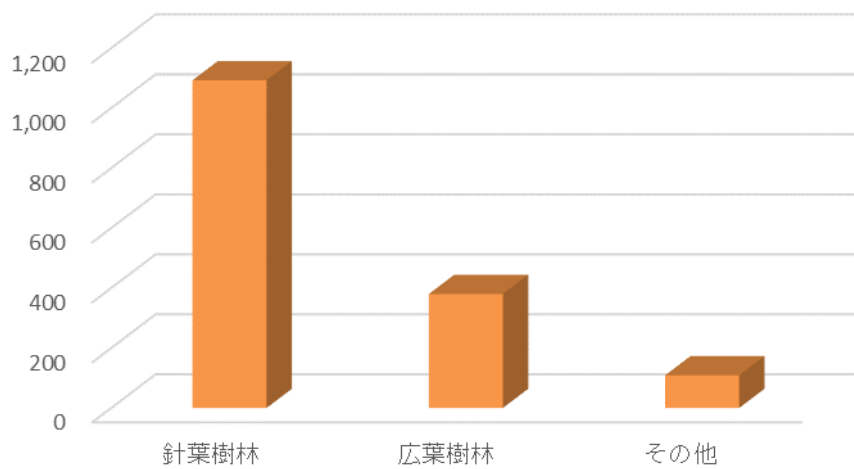
(2) 高原県有林 森林面積等：県営林資源データ R7.3.31

高原県有林 針葉樹林・広葉樹林別面積

(単位 ha, %)

針葉樹林		広葉樹林		その他 (無立木地除地)		計	
面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
1,092.41	69.1	379.72	24.0	108.63	6.9	1,580.76	100.0

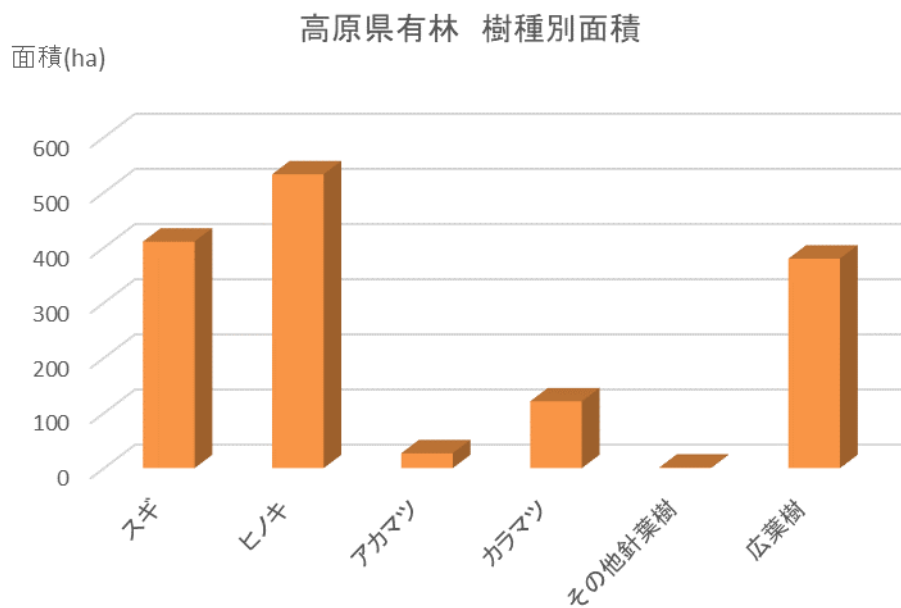
面積(ha) 高原県有林 針葉樹林・広葉樹林別面積

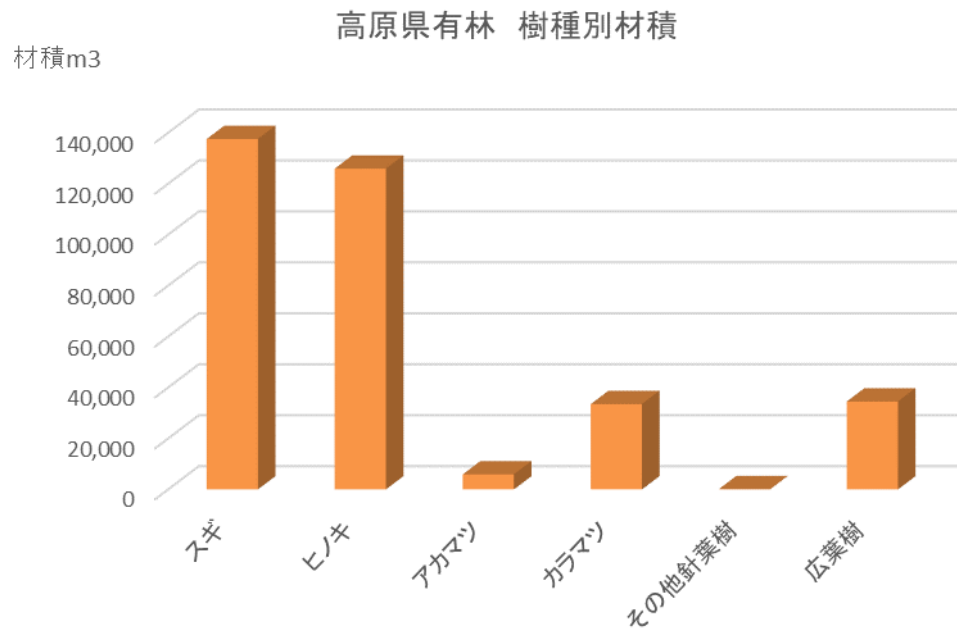


高原県有林 樹種別面積・材積

(単位 ha, m³)

区 分	樹 種	面積	材積
針葉樹林	ス ギ	410.63	137,519
	ヒノキ	532.60	125,906
	アカマツ	26.89	5,872
	カラマツ	121.19	33,455
	その他針葉樹	1.10	80
	針葉樹林計	1,092.41	302,832
広葉樹林	広葉樹	379.72	34,510
その他	無立木地・除地	108.63	0
計	計	1,580.76	337,342





高原県有林 普通林・制限林面積

(単位 ha)

	制限林 1, 569. 93		合計 1, 580. 76
	種類	面積	
	普通林 10. 83		
	水源かん養保安林	1, 500. 64	
	土砂流出防備保安林	62. 41	
	保健保安林	761. 24	
	自然環境保全地域	243. 86	
	国立公園	495. 81	

注 (1) 制限林：法令により施業について制限を受けている森林

制限林の区域は重複

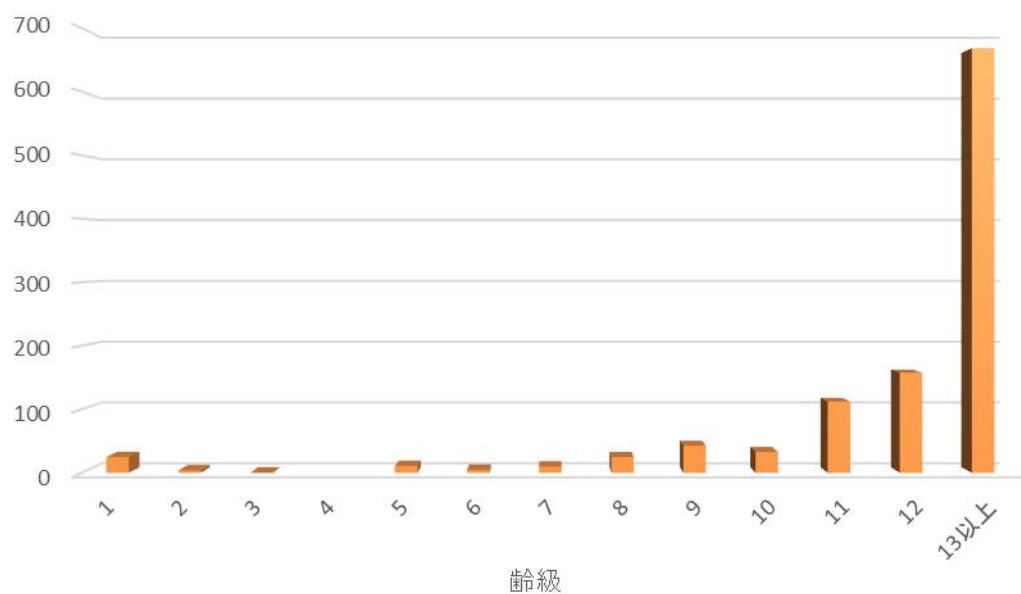
(2) 普通林：制限林以外

高原県有林 針葉樹林 林齢級別面積

(単位 ha, %)

齢級区分	面積	構成比
1	25.02	2.3
2	3.84	0.4
3	0.14	0.0
4	0	0
5	10.63	1.0
6	4.55	0.4
7	9.81	0.9
8	24.77	2.3
9	42.86	3.9
10	32.68	3.0
11	112.07	10.3
12	157.53	14.4
13 以上	668.51	61.1
計	1,092.41	100.0

面積ha 高原県有林 針葉樹林 齢級別面積



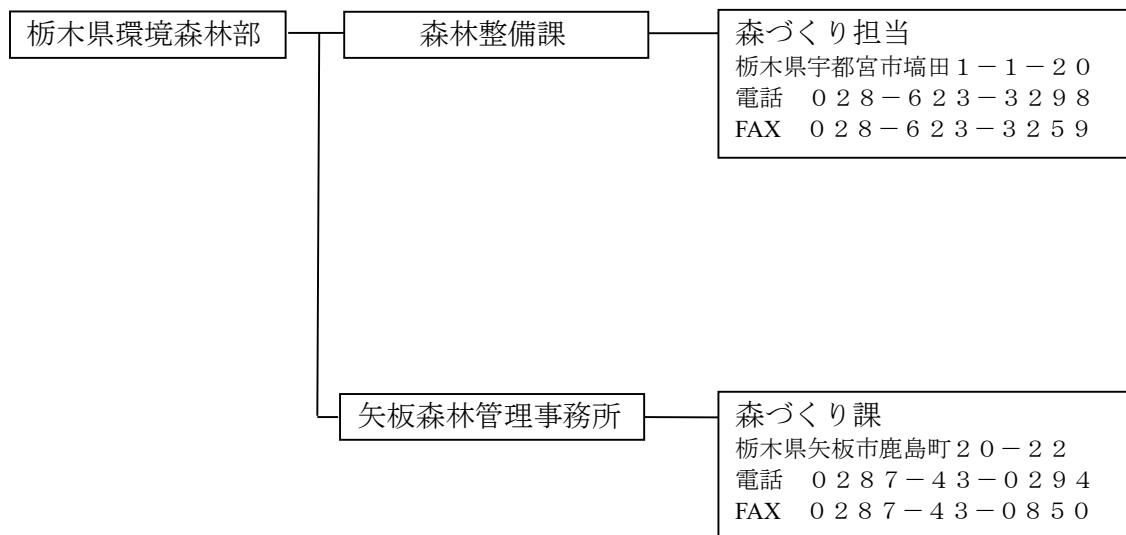
1.3 森林管理体制

認証対象森林は、栃木県県有林の一つであり、「とちぎの県有林管理・運営方針」、5年毎に作成する「県営林分期経営計画」及び「森林経営計画」、毎年度作成する「県営林実行計画」に基づき、一般会計と区分し県営林特別会計により管理・運営が行われている。

管理は、栃木県環境森林部森林整備課（森づくり担当県営林チーム）と栃木県矢板森林管理事務所（森づくり課）で行われ、施業は、森林組合や林業事業体へ委託により実施されている。

管理責任者は森林整備課長とし、内部監査員を森林整備課課長補佐（総括）と定め、年1回以上内部監査を実施し、監査結果に基づいたマネジメント報告を実施する。

< 組織体制図 >



2 基本理念、基本方針等

2.1 基本理念

以下の2点を認証森林経営の基本理念とする。

- ・ 県民の財産である県有林は、県土の保全等の公益的機能の確保及び県基本財産の造成を図ることを旨とし、森林資源の培養、森林生産力の向上及び経営の合理化に努めて経営する。
 - ・ 経営については、森林基本計画に従い、特に次に掲げる事項を推進する。
- (1) 伐採跡地の植栽、林相の改良、林分の保育、その他により森林資源の培養及び森林生産力の向上を図る。
 - (2) 林産物の集約利用のために必要な林道、その他の生産施設を拡充する。
 - (3) 農山村の経済助長のため必要な施策を実施する。
(県営林経営規程、とちぎの県営林管理・運営方針)

2.2 基本方針

県有林は、森林資源が充実し収益が見込める林分については、本県における木材需要の増大や多様化に応えるため皆伐を行い、素材の安定供給及び森林資源の循環を図り、林業の成長産業化につなげていく。

また、県民の参加を得ながら、環境資源として公益的機能の維持・増進を図るとともに、潤いと安らぎのある豊かな森林として次世代へ継承することを目的とする。

県民が森づくりに参加できる場として県有林を提供しながら、次の3つの視点で、県有林の森づくりをすすめる。

- (1) 環境を支える森
県民が安全に暮らすために欠くことの出来ない水源のかん養、土砂災害防止等、県有林の持つ公益的機能の維持・保全を図る。
- (2) 潤いと安らぎを育む森
県民の生活に潤いと安らぎを与える森づくりをすすめる。
- (3) 循環の森
森林資源の循環利用を図るため、皆伐・植林をすすめる。

上記3つの森づくりをすすめるため、林況、立地条件、対象森林と人との関わり方等を考慮し、次の3つの機能区分をあてはめ、その機能に適する森林へと誘導する。

- (1) 環境保全機能
水源かん養、土砂災害防止等、県民の生活基盤を支える公益的機能の発揮が期待される森林。または、原生的な森林及び貴重な動植物の生育を保全するために必要な森林。

(2) 保健休養機能

地域の自然的、文化的特性を踏まえた、景観のすぐれた森林の保全、快適な森林空間の創造や遊歩道等の整備等により、県民が自然に接する場としてふさわしい森林。

(3) 木材生産機能

林内路網等林業経営基盤が整った、「伐って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を図る森林。

(県営林経営規程、とちぎの県営林管理・運営方針)

2.3 施業方針

森林の環境保全機能、保健休養機能及び木材生産機能の増進を図るために、補助金等を活用し経費の節減に努めながら、以下の基準により施業を行う。

(1) 環境保全機能

- ・ 自然力を活かした施業を中心とし、公益的機能を長期に亘り維持・保全するための施業を行う。
- ・ 高標高地や風衝地等の気象条件の厳しい場所、あるいは崩壊地、崩壊危険地等では、伐採による急激な環境変化は避け、自然の遷移により自然植生に誘導する。
- ・ 生物多様性保全の配慮から、生物の生息の場となる倒木、営巣木、樹洞のある木等は積極的に残置する。

(2) 保健休養機能

- ・ 景観や見通しの障害となる不要木の除去や藪の刈払いを実施し、利用者が安心して散策できる森林に誘導する。
- ・ 県有林内の既存の作業歩道、観察施設の積極的な活用を図る。

(3) 木材生産機能

- ・ 伐期を迎えた森林については計画的に皆伐し、植林・保育をすることで持続的な森林経営を行う。
- ・ 施業の実施においては、一貫型施業やコンテナ苗植栽等による生産効率の高い作業システムを採用し、低コストな林業経営を行う。

(県営林経営規程、とちぎの県営林管理・運営方針)

3 実施方針等

3.1 施業別実施方針

施業別実施方針は以下のとおりとする。

(1) 地拵

- ・ 地拵は、全刈を原則とする。

〈留意事項〉

- ・ 寒風害の虞のある場所には、防風帯として樹木等を残置する。
- ・ 峰筋、岩石地等の植栽不適地には、広葉樹等の前生樹を残置し林地の養護を図る。

(県営林造林事業指針)

(2) 植付（新植）

- ・ 植付は、適地適木として計画で定められた樹種を通常、方形に普通植えにより行う。
- ・ 植栽本数は、植栽樹種の生産目標及び地位、地利により決めることとし、その標準は、スギ、ヒノキ2,500本/haとする。
- ・ 苗木は、県需給苗規格を有し、かつ形状良好な、活力旺盛なものを使用する。
- ・ 苗木の調達について、記録（年月日、数量）を残しておく。

(県営林造林事業指針)

〈留意事項〉

- ・ 広葉樹は土砂崩壊・流出の防止、水源のかん養等に加え、地力維持、生物多様性の確保、風致価値の向上の効果が期待されているため、急傾斜地や尾根、瓦礫地等については広葉樹や針広混交林を造成することを検討する。

(3) 下刈

ア 方法

全刈を原則とする。

イ 時期、季節

樹高成長を開始し、雑草木との競争が激しくなる6月～7月が下刈適期である。なお、2回刈りが必要な場合は、6月と8月に行う。

ウ 回数、完了の基準

原則として、植栽木の高さが、雑草木類の丈の1.5倍になるまで行う。通常、植付後5年間は毎年行うが、5年以降は雑草木の種類や成長状態により隔年実行を検討し、スギ・ヒノキで7～8回以下を目標とする。

年1回刈りを原則とするが、カヤ等の雑草の繁茂が特に著しい所では、植栽後2～3年間2回刈りを行う。

〈留意事項〉

- ・ 経費の節約を図るため、下刈対象地の調査を実施し、適期に適切に実行する。植付当年の下刈の省略やⅡ齢級における隔年実施を計画し、つる切りや除伐の省略等保育全体を考慮し実行する。
- ・ 主に刈払機により行うが、笹生地やつるの多い所での薬剤の使用及び急傾斜地や植付当年生には手鎌の使用も考慮する。
- ・ 薬剤を使用する場合には、人畜等に危害を及ぼさないよう配慮する。

(県営林造林事業指針)

(4) 除伐

ア 基準

除伐は、林相を整理し、植栽木の完全な成林と健全な生育を図るために、植栽木に混在し、樹冠競合により植栽木の生育を阻害する状態にある、萌芽による雑木や侵入不用木の伐採除去を主体として行う。植栽木については、形質の不良な木や被害木等を伐採し、密度を調整して適正な林相に整理する。

イ 時期

除伐は、下刈終了後3～5年を経て、植栽木と侵入木との樹冠の競合が始まり、侵入木の繁茂により植栽木の生育に障害が出る直前に行う。

スギ、ヒノキでは植栽後12～13年目が目安となる。

季節は、除伐される木の枯死や萌芽勢の減殺を図るため、6～8月が最適である。

〈留意事項〉

- ・ 除伐は、植栽木により正常な林冠を形成させるために行うので、侵入樹木を原則として全て伐採するが、局所的に立地条件等により、植栽木による成林が困難な箇所は有用天然木の育成を考慮する。
- ・ 植栽木の成長が良く、林冠が過密で、林床が暗いような所では、形質の不良な植栽木を除伐し適正な密度にする。
- ・ 除伐は、植栽木を侵入不用樹木等の被圧から守るために行うのであるから、現地の実態を把握し適切に実施する。なお、下刈が適切に行われた所や萌芽の少ない所では除伐を省略する。
- ・ 特に萌芽による雑木等の繁茂が著しく、第1回除伐後保育間伐までに、侵入樹木により被圧される虞がある場合には、再度の除伐（薬剤使用も含め）を考慮する。

（県営林造林事業指針）

(5) 保育間伐

ア 基準

主伐時に価値の高い林分構成に導くため、保育間伐は、林木相互間の競争を調整し、残存林木の材積成長の増大と形質の向上を図るために行う。

間伐基準は、密度管理図に基づく生産目標別（一般材生産、優良材生産他）施業体系を基準にし、林分の実態に応じ間伐量を決定する。

イ 時期

植栽木が生育し、樹冠を拡張し、相互間に競争が始まり、その後、樹冠閉鎖により林床が暗くなった時（枝打されていない場合は樹冠長率〔樹冠長／樹高〕が半分以下になった時）に保育間伐に着手する。この時期はスギで17年生、ヒノキで20年生が目安となる。

ウ 間伐木の選定

保育間伐では、形質も成長も著しく劣る被圧木、曲り木、二又木、病木、衰弱木等の悪い木を間伐対象とし、あばれ木やなみの木の一部を伐採し適正な樹冠配置とする。

〈留意事項〉

- ・ 間伐は、林分を調査し、生産目標等により間伐量を決定し、選木及び選木見直しの終了後に伐採を行う。

（県営林造林事業指針）

(6) 伐採・搬出

〈留意事項〉

- ・ 主伐箇所を選定にあたっては、認証森林の経営の安定化、保育作業や経費の平準化の観点から、対象森林全体の林齢構成の平準化を考慮するとともに、収支等を考慮して選定するものとする。
- ・ 地形、土壌条件等により人家の裏山、落石のおそれのある箇所、常時流水のある谷沿いなど伐採により甚大な被害のおそれがある箇所、希少動植物の生息地等については皆伐を回避あるいは可能な限り縮小するなどして林地災害や環境保全に十分留意する。
- ・ 伐採内容（伐採面積、伐採量等）については、森林法、地域森林計画、市町村森林整備計画、森林経営計画、県営林分期計画等を遵守するとともに、「伐採及び造林の届出書」などの手続きについても遵守する。
- ・ 造材時に発生する枝条等は、伐採後の災害の要因とならないようまた、植栽等の更新作業の支障とならないよう適切に整理する。
- ・ 路網を開設するにあたっては、作業道作設指針に従うほか、作業中や作業後の土砂流出対策に十分留意する。
- ・ 伐採後の素材は高原県有林区域外の産地で生産された素材と混ざることの無いように、搬出時、作業土場におけるはい積、運搬の各作業時の分別管理を徹底する。

3.2 広葉樹が多く分布する林分に関する取扱い方針

当該認証森林内の広葉樹は、尚仁沢湧水地やミツモチ山頂付近に多く分布している。水源保護や風致保全のため積極的な施業は行わず、保全区域として管理する。

3.3 生物多様性に配慮した管理指針・施業方針

【管理指針】

生物多様性とちぎ戦略に基づき森林管理を行うものとする。

具体的には、森林を以下の3つに区分して管理を行う。

(1) 保全について特に配慮すべき森林（コアゾーン）

尚仁沢自然環境保全地域の特別地区をその区域とする。

自然環境の保全及び緑化に関する条例第2条の基本理念（自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、広く県民がその恵沢を享受するとともに将来の県民に継承できるように適正に行う）に基づき管理を行うものとし、同条例第15条の規程（土地の形質変更、木竹の伐採には知事の許可を要する等）を遵守する。また伐採等は極力控えた管理を行う。

(2) バッファゾーン（保護樹帯）

尚仁沢自然環境保全地域の普通地域をバッファゾーンとする。

これらの区域内の森林施業は可能な限り生物多様性の保全や自然環境に配慮した管理を行うものとする。

また、東高原自然環境保全地域の普通地域及び常水のある河川の周辺区域（流水地から10m以内の範囲）についてもバッファゾーンと同じように取り扱う。

バッファゾーン内の人工針葉樹林では公益的機能向上のため長伐期施業とし、計画的に保育を行うとともに、収入間伐を実施し、複層林・針広混交林への移行を図るものとする。広葉樹林では自然景観及び豊かな生態系を保全するため、また森林レクリエーションの場、水源の森としてふさわしい森林に誘導するため適切に維持管理する。

バッファゾーン付近で実施される施業により発生する残材や枝条等は、区域内の森林機能や環境に影響を及ぼす場合は区域内に放置しないよう努める。

さらに、自然環境保全地域普通地域では、自然環境の保全及び緑化に関する条例第2条の基本理念に基づき管理を行うものとし、同条例第17条の規程（土地の形質変更には知事の許可を要する等）を遵守する。

(3) その他の森林

(1)、(2)に属さない森林とする。

生物多様性の保全や自然環境に配慮した管理を行うものとする。

【施業指針】

生産性の向上と合わせ、野生生物種の保護保全と、林地の保全に努める。

森林施業においては、生態系の保全に配慮した施業を通じて多様な林齢の森林を造成すること等が生物多様性の保全につながることに十分注意する必要がある。

特に、尚仁沢自然環境保全地域及び東高原自然環境保全地域については、自然環境保全地域保全計画に沿った維持管理を行い生物多様性の保全を図る。

3.4 水辺林や湿地帯及びビオトープの適切な保護保全・利用計画

当該認証森林で水辺林等として特に重要な尚仁沢自然環境保全地域の特別地区については、「尚仁沢自然環境保全地域に関する保全計画書」により行うことを原則とする。また保全対策・利用については関係機関との連携を図り実施するものとする。
(保全計画書より)

自然観察路等の保全施設を除いて原則として立ち入らないように（森林、河川の管理及び環境の保全にかかる場合を除く）する。

3.5 森林病虫害防除に関する方針

病虫害の早期発見に努めるとともに、発生した場合には、関係機関との連携を密にして対応する。

防除に当たっては、生物多様性、水土保持の維持・保全に十分留意する。

4 その他の事項

4.1 CO2削減への取組

森林管理のための自動車や林業機械等のアイドリングストップに努める。

4.2 モニタリング調査と情報公開

認証森林の適正な資源管理や環境への影響を把握するためのモニタリングを行う。モニタリングの情報は、蓄積及び分析し、必要に応じ県有林計画策定に反映させる。また問題が発生した場合は適正に対応する。

(1) モニタリングの調査の種類

ア 固定プロットのモニタリング調査

(森林生態系多様性基礎調査(旧森林資源モニタリング調査)林野庁森林整備部計画課)

イ 施業箇所の作業前、中、後のモニタリング調査

(調査項目は別紙様式のとおりとする)

ウ 社会・経済的環境影響評価のモニタリング(高原県有林内における環境変化等を位置とともに記録)

エ 森林管理計画書遵守評価のモニタリング

(チェック項目は別紙様式のとおりとする)

(2) 情報公開

情報公開については、県情報公開制度に基づき適切に対応する。

(3) 森林管理計画書の公開

栃木県のホームページに、森林管理計画書(本計画書)を掲載する。

4.3 林業用燃料、オイル、薬剤管理

認証森林内においての燃料・オイル類および林業薬剤(以下「燃料等」という。)の使用にあたっては、使用者の安全や環境への影響を最大限考慮し、適正使用を遵守するとともに、その管理状況を明確にする。

(1) 安全管理基準

ア 各拠点施設では燃料等の保管場所を定め、散逸や盗難の防止策を講じ適正に保管する。

イ 燃料等は可能な限り周辺環境に影響の少ない範囲で適正に使用し、特に残留性や毒性の強いものは使用しない。

ウ 燃料等の使用にあたっては、その製品の取り扱い方法を厳守する。

エ 燃料等を使用した機械器具については、機械器具からの流出を防ぐ。

オ 燃料等の使用により生じた廃棄物については、認証森林内から持ち出す。また、処理にあたっては製品ごとに定められた処理基準や各地域で定める処理基準に従い適正に処理する。

(2) 処理等報告書

燃料等を使用し廃棄物が生じた場合は、その処理方法等について別紙「燃料等廃棄物処理報告書」により記録管理する。

4.4 地元住民からの苦情等に対する対応

地元住民等の苦情等に関し、適切に対応し、苦情処理の結果については、記録し保管する。

- (1) 矢板森林管理事務所は苦情に対して、詳細を記録する。重要性が高い案件は、森林整備課へ報告する。
- (2) 森林整備課及び矢板森林管理事務所は、苦情の対応については、状況を把握して方針を決定し対応することを原則とし、容易に対応解決できるものは直ちに対応する。
また、苦情の処理方針については、苦情相手方へ連絡するとともに、関係者と情報の共有を図る。重要性が高い案件は、処理方針等を森林整備課へ報告する。
- (3) 請負事業体等が受信した苦情に対しては、矢板森林管理事務所あて報告することとし上記(1)、(2)により対応することとする。

4.5 施業にかかる作業員への教育

県は、業務を委託した事業体に対し、以下の項目について作業員等への教育を行わせるものとする。

- ・ 関連する国内外法の遵守
- ・ 作業の安全確保（労働災害防止教育研修の受講等を含む）
- ・ 業務委託等仕様書の内容、遵守
- ・ SGEC 規準文書の遵守
- ・ 区域内で生産される木材の分別管理の徹底
- ・ 社会・経済的環境影響変化の報告

4.6 安全管理

県は、業務を委託した事業体に対し、以下の項目について安全管理を行わせるものとする。

- ・ 労働安全衛生法等の遵守
- ・ 安全管理のための研修会等の開催・参加による教育訓練
- ・ 必要な防護具を使用し、救急用具を配備
- ・ 現場における携帯電話の電波を受信できる場所の確認
- ・ 作業前における、作業区域、作業内容及び安全装備の確認
- ・ 別途定める、安全作業マニュアルの遵守

4.7 SGEC、PEFC 商標（以下「商標」という。）使用・管理

- (1) 商標は、SGEC 商標使用要領及び PEFC ロゴ使用規則に基づき使用する。使用に際しては商標使用契約を締結し、ライセンスの発行を受ける。商標を使用する場合は、商標ライセンス番号と一緒に使用する。
- (2) 商標を使用する場合は、使用台帳を作成し適切に管理する。
- (3) 商標の総括保管責任者は栃木県環境森林部森林整備課長、保管責任者は栃木県矢板森林管理事務所長とする。また廃棄の際は、再使用及び利用が不可能な状態にして廃棄する。
- (4) 商標のデザインの例外的な使用をする場合は、事前に SGEC 及び PEFC に許可を求めて承認を得る。

4.8 内部監査

認証森林の適正な管理のため内部監査を行う。内部監査は内部監査員が計画に基づく事業の実行やモニタリング結果等を監査する。

内部監査の範囲及び方法

本管理計画書及び事業の実行計画に基づき、高原県有林の適正な管理を行っているか監査する。

監査は別に定める内部監査チェックリストに基づき、矢板森林管理事務所の提出した実行報告やモニタリングチェックリスト等を確認する。

監査は年 1 回実施する。

4.9 マネジメント報告

管理責任者は内部監査で指摘あるいは改善指示をされた事項について、関係機関に通知するとともに、必要な措置を講じる。

5 関連法令

(1) 国際条約等

ア ILO 基本条約

- ・ ILO条約第29号：強制労働条約（1930年）（1932年日本批准）
- ・ ILO条約第87号：結社の自由及び団結権保護条約（1948年）（1965年日本批准）
- ・ ILO条約第98号：団結権及び団体交渉権条約（1949年）（1953年日本批准）
- ・ ILO条約第100号：同一報酬条約（1951年）（1953年日本批准）
- ・ ILO条約第105号：強制労働廃止条約（1957年）（日本未批准）
- ・ ILO条約第111号：差別待遇（雇用及び職業）条約（1958年）（日本未批准）
- ・ ILO条約第138号：最低年齢条約（1973年）（2000年日本批准）
- ・ ILO条約第182号：最悪の形態の児童労働条約（1999年）（2001年日本批准）

イ その他の国際条約等

- ・ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約
（ワシントン条約）
- ・ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）
- ・ 移動性野生動物種の保全に関する条約（ボン条約）（日本未加盟）
- ・ 生物多様性条約（1992年日本署名）
- ・ 気候変動枠組条約・京都議定書（1997年京都開催）
- ・ バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書（2004年日本発効）
- ・ 渡り鳥条約
- ・ 独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169号）
（1991年日本未批准）
- ・ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、2005年（日本署名）
- ・ 先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年日本賛成票）
- ・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
（1965年日本1995年加入）

(2) 日本国内法

- ・ 森林・林業基本法
- ・ 森林法（森林計画制度、森林経営計画制度）（保安林制度）
（保安施設地区制度）（林地開発許可制度）
- ・ 森林の保健機能の増進に関する特別措置法
- ・ 森林組合法
- ・ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律
- ・ 林業種苗法
- ・ 分収林特別措置法（分収造林制度）
- ・ 地すべり等防止法
- ・ 鳥獣の保護及狩猟の適正化に関する法律
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律
- ・ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法
- ・ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法
- ・ 森林病虫害等防除法
- ・ 林道規程
- ・ 環境基本法
- ・ 生物多様性基本法

- ・ 自然環境保全法
- ・ 自然公園法
- ・ 自然再生推進法
- ・ 文化財保護法
- ・ 都市計画法
- ・ 水循環基本法
- ・ 都市緑地法
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・ 農薬取締法
- ・ 火薬類取締法
- ・ 漁業法
- ・ 採石法
- ・ 測量法
- ・ 道路運送法
- ・ 国土調査法
- ・ 不動産登記法（表示登記制度）
- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- ・ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法
- ・ 文化財保護法
- ・ 歴史的風致の維持及び向上に関する法律
- ・ 都市計画法体系の諸法律
- ・ 河川法
- ・ 砂防法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働組合法
- ・ 健康保険法
- ・ 厚生年金保険法
- ・ 雇用保険法
- ・ 租税特別措置法

(3) 都道府県条例

- ・ 栃木県県民の森条例
- ・ 自然環境の保全及び緑化に関する条例
- ・ 栃木県個人情報保護条例